

(一般社団法人) 北海道自然保護協会 会長 佐藤謙様
十勝自然保護協会 共同代表 安藤御史様、佐藤与志松様、松田まゆみ様
富川北一丁目沙流川被害者の会 代表 中村正晴様
平取ダム建設問題協議会 代表 松井和男様
苫小牧の自然を守る会 代表 舘崎やよい様
イテキ・ウエンダム・シサムの会 代表 佐々木義治様
胆振日高高校退職教職員の会 代表 高橋守様
自然林再生ネットワーク 代表 前田菜穂子様

北海道開発行政の推進については、日頃から特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年8月19日付で北海道開発局長澤田宛、室蘭開発建設部長戀塚宛に頂いた「ダム堤体建設工事用道路建設に関する質問」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、地域皆様の安全・安心を目指しております治水事業へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成25年8月26日

北海道開発局 室蘭開発建設部 沙流川ダム建設事業所長

1 ダム堤体建設工事用道路建設域における貴重な動物

工事現場は、チノミシリなど重要なアイヌ文化をになう神聖な場所であるとともに、猛禽類の営巣地となるなど、貴重な動植物が存在することが知られています。「平取ダム環境調査検討委員会第8回資料3、4-2動物」には、平取ダム建設によって影響が考えられる動物として、ハヤブサとエゾサンショウウオが挙げられていますが、それ以外の動物に対する影響はないと考えているのかどうか、見解を明らかにしてください。

(回答)

平取ダム環境調査検討委員会第8回資料 資料3 4-2動物 表4-2-9 (P4-2-17～4-2-59)の予測結果の概要において、生態的特性、確認状況等から、事業の実施による重要な種への影響を具体的に記載しています。

予測結果の概要、表4-2-11 (P4-2-61～4-2-62)等を踏まえ、専門家から指導や助言を頂き、環境保全措置を講じながら工事用道路工事を進めて参ります。

2 ハヤブサへの影響と環境保全措置について

上記資料の4-2-30において、ハヤブサの営巣地はダム直近の崖にあるため、工事の影響があると述べています。一方、4-2-61の環境保全措置においては、工事の影響が予想されるため、代替巣を確保するとしています。

- 1) 代替巣をどこにどのように確保するのか説明してください。
- 2) 代替巣が繁殖に機能する根拠をお示してください。
- 3) 一方で、代替巣においてハヤブサが繁殖するかどうかは不確実と述べていますが、その根拠をお示してください。
- 4) さらに、このような不確実な環境保全措置は、事前に保全策を考える環境影響評価の基本から外れますので、工事をせずに何より先に適切な環境保全措置を講ずるべきではないでしょうか。これについてもご回答ください。

(回答)

1) 平取ダム環境調査検討委員会第8回資料 資料3 4-2動物 表4-2-11 (P4-2-61)において、工事期間中のハヤブサへの環境保全措置として、専門家の指導や助言を頂きながら、繁殖つがいの反応に対応した工事が実施できるように、工事中の繁殖つがいのモニタリングを実施し、工事による影響の最小化を図ることとしています。工事中のモニタリングの結果、必要と認められる場合に、代替巣を検討することとしており、具体の場所は生物保護の観点から明らかにできませんが、周辺の営巣環境の類似した断崖の岩棚に確保することと

しています。

2)、3) 専門家の指導や助言、事例を踏まえ、適切に設置することにより機能するものを設置することは可能と考えています。ただし、必ず代替巣において繁殖するとは限らないため、表 4-2-11 (P4-2-61) に記載のとおり、代替巣において繁殖するかどうか不確実性があるとしています。

4) これまでの調査結果、専門家の指導や助言を踏まえ、工事中の繁殖つがいのモニタリングを行い、繁殖つがいの反応に対応した工事の実施に取り組んで参ります。

3 エゾサンショウウオへの影響と環境保全措置について

上記資料 4-2-34 において、エゾサンショウウオの生息地の一部分がダムにより消失すると述べています。4-2-61 で、環境保全措置として、常時満水位以上の湿地の確保を挙げておきながら、「産卵環境を確保しても、周辺の成体が産卵場として用いるかどうかわからない」と述べています。そのように保全措置にならない不確実性まで述べて、当初から不完全な環境保全措置の言い逃れを述べていると判断されますが、具体的に保全措置を講じないのかどうか、ご回答ください。

(回答)

表 4-2-11 (P4-2-62) に記載のとおり、産卵環境を確保しても周辺の成体が産卵場として用いるかどうかは明らかでないため、不確実性があるとしています。

これまでの調査結果、専門家から指導や助言を踏まえ、表 4-2-11 (P4-2-62)、に記載した環境保全措置を講じながら進めて参ります。

環境保全措置の実施にあたっては、より効果的になるよう、専門家から指導や助言を頂くとともに、継続的にモニタリングを行いながら取り組むこととしています。

4 植物への影響と環境保全措置について

「平取ダム環境調査検討委員会第8回資料3、4-3植物」の表4-3-4「予測対象とする植物の重要な種及び群落と影響要因」には、ダム建設によって影響を受ける植物約50種が示されており、表4-3-8に、それぞれの種がダム建設によって影響を受けると述べています。これらの植物に対して、ほとんどの保全措置が移植となっています。表4-3-8に示された、環境保全措置の中心は適地への移植です。しかし、移植には不確実性が伴うことが併せて述べられています。そのため、

- 1) 道路建設に伴い消失すると予測している植物種について、またそれらの種ごとに環境保全措置をどう講じるかについて、それぞれ具体的にご回答ください。
- 2) 移植には不確実性が伴うと述べていますが、移植が成功しない場合に、その後、どのような保全対策を行なっていくのか、説明してください。

(回答)

1) 表4-3-8(P4-3-27~4-3-30)において、環境保全措置案として、対象種に応じ、生育適地への移植、生育個体からの種子の採取及び生育適地への播種等を適切に講じることとしています。

2) 環境保全措置に関しては、表4-3-8(P4-3-27~4-3-30)に記載のとおり、生育条件(環境)が変化するため、不確実性があるとしています。

環境保全措置の実施にあたっては、より効果的になるよう、専門家から指導や助言を頂くとともに、継続的にモニタリングを行いながら取り組むこととしています。

5 工事との関係

上記の動植物の環境保全措置は、工事以前に行われるべきものですが、すでに実行されたのでしょうか。もし実行されていないのであれば、工事は環境保全措置を行ってから始めるべきと考えます。この点についてご回答ください。

(回答)

工事用道路工事にあたっては、これまでの調査結果、専門家から指導や助言を踏まえ、表4-2-11(P4-2-61~4-2-62)、表4-3-8(P4-3-27~4-3-30)に記載した環境保全措置を講じながら進めて参ります。